

◆ 公示の根拠

違反処理規程 [PDF](#)

○ 五所川原地区消防事務組合消防法等違反処理規程

(一部抜粋・平成 30 年 12 月 12 日施行)

(命令の公示)

第 15 条 管理者、消防長又は消防署長は法の規定に基づく命令を行った場合は、次に掲げる方法で公示を行うものとする。ただし、命令を行う際の状況によりその一部を省略することができる。

(1) 命令の対象となる消防対象物又は危険物製造所等のある場所に、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める標識を設置する方法

ア 消防長又は消防署長が法第 5 条第 3 項(法第 5 条の 2 第 2 項、法第 5 条の 3 第 5 項、法第 8 条第 5 項(法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。)、法第 8 条の 2 第 7 項(法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。)、法第 8 条の 2 の 5 第 4 項及び法第 17 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。))の規定により設置する場合 消防法による命令の公告(様式第 9 号)

イ 管理者が法第 11 条の 5 第 4 項(法第 12 条第 3 項、法第 12 条の 2 第 3 項、法第 13 条の 24 第 2 項、法第 14 条の 2 第 5 項及び法第 16 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。))の規定により設置する場合 消防法による命令の公告(様式第 10 号)

ウ 管理者が法第 12 条の 3 第 2 項の規定により設置する場合 消防法による命令の公告(様式第 11 号)

エ 管理者が法第 16 条の 3 第 6 項の規定により設置する場合 消防法による命令の公告(様式第 12 号)

(2) 五所川原地区消防事務組合公告式条例(平成 17 年五所川原地区消防事務組合条例第 1 号)に定める掲示場に掲示する方法

(3) インターネットを利用して公示する方法